平成２８年（フ）第８７号
千葉県柏市十余二156番地45
債務者　小林　美保
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１８号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸171番地　ルミナスＡ棟201、従前の住所名古屋市中区栄３丁目20番７号　Ｓｔｕｄｉｏナディア605号
債務者　酒井　恵子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８０号
神奈川県平塚市四之宮３丁目６番57―２号　シティーハイツＢ201
債務者　松橋　　隆
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２１号
神奈川県平塚市寺田縄86番地の９、前住所神奈川県平塚市万田643番地の１　セレッソクエスタ湘南106号
債務者　鍛代　優貴
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１３８号
神奈川県小田原市飯田岡210番地　タカハシハイツ２号棟102、前住所神奈川県小田原市飯田岡210番地　タカハシハイツ202号
債務者　永野　　久
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２７号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番17―305号
債務者　古永愛里香
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４３号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台32番401号
債務者　久保田三恵
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５５号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目９番10号　リバパレス鶴舞308号
債務者　生田　真幹
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７８号
名古屋市守山区大字下志段味字長戸1632番地　パークサイド201号
債務者　桑田　顕也
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７号
北海道帯広市東９条南５丁目１番地　長谷川ハイツＦ号
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１号
新潟県新発田市岡田1397番地
債務者　森塚いづみ
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第５３号
静岡県富士宮市大鹿窪416番地
債務者　望月　　学
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５７号
愛知県江南市北野町小松32番地
債務者　木村　将典
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７０号
愛知県一宮市萩原町河田方字中道19番地　プラムＶ２・102号
債務者　**菊**地　政夫
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５２１７号
大阪府東大阪市新町22番13号　グランディール１号棟203号
債務者　松井　正幸
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９６号
大阪市平野区喜連１丁目４番10号
債務者　斉原廣美こと斎原廣美こと齋原廣美こと　齊原　**廣**美
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４５号
大阪市旭区高殿４丁目22番５―603号
債務者　宮谷　瑞穂（旧姓原）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部